

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ石巻広渕店
石巻市広渕馬場屋敷34番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 環境保全上の意見について
 - イ 騒音に関する事項
早朝及び夜間帯の来客車両、従業員車両及び商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
 - ロ 振動に関する事項
今後、空調機室外機等を設置するにあたり、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合は、適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
 - ハ 光害に関する事項
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅へ配慮し、適切な光害対策を講じること。
 - ニ その他の事項
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。
また、公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に実施すること。
 - (2) 教育委員会の意見について
届出店舗への経路となる道路は、交通の主要道路であり、特に、東日本大震災後は復旧工事関係車両により、交通量が増加しており、登下校中の児童の交

通事故発生が憂慮されることから、学校周辺の道路全般に対する交通安全対策について配慮すること。

(3) 道路及び建築上の意見について

イ 道路に関する事項

新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、市道路第1課へ事前協議の上、道路工事施工承認申請（道路法第24条）を行うこと。

ロ 建築に関する事項

下記について、市建築指導課へ相談の上、申請及び届出を行うこと。

(イ) 建築基準法第6条に基づく建築確認申請

(ロ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第2項に基づく届出

(ハ) だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第21条に基づく届出

(ニ) 石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第7条に基づく届出（最高の高さが10mを超える場合に限り）

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和3年12月10日から令和4年1月11日まで（ただし、閉庁日を除く。）